

領土問題を高校生に授業する

～尖閣諸島・北方領土～

北海道北見柏陽高等学校 齊藤満幸

はじめに

「尖閣諸島、北方領土、竹島」と現在日本の島々がその領有権をめぐり、大きな問題となっている。とりわけ尖閣諸島は、2010年の漁船衝突以来、日本国民の多くが知ることとなった。その後も中国の領海侵犯が続き、中国国内でも日本企業、日本飲食店等への破壊活動が行われ、その事実経過を教えることは急務となっている。

私達教師は、「尖閣諸島、北方領土、竹島」の領有権をめぐる歴史的経過を事実に基づいて教えなければならない。正しい事実関係を教えるのは、教師の仕事である。

尖閣諸島、北方領土、竹島について、政府の見解は以下のようになっている。

【尖閣諸島】

尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現にわが国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在していません。



尖閣諸島▶

(引用者中略) 元々尖閣諸島は 1885 年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認の上、1895 年 1 月 14 日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとしたものです。

【北方領土】

(1) 日本はロシアより早く、北方四島（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）の存在を知り、多くの日本人がこの地域に渡航するとともに、徐々にこれらの島々の統治を確立しました。それ以前も、ロシアの勢力がウルップ島より南にまで及んだことは一度もありませんでした。1855 年、日本とロシアとの間で全く平和的、友好的な形で調印された日魯通好条約（下田条約）は、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島との国境をそのまま確認するものでした。それ以降も、北方四島が外国の領土となったことはありません。



(2) しかし、第二次大戦末期の 1945 年 8 月 9 日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後の同年 8 月 28 日から 9 月 5 日までの間に北方四島のすべてを占領しました。当時四島にはソ連人は一人もおらず、日本人は四島全体で約 1 万 7 千人が住んでいましたが、ソ連は 1946 年に四島を一方的に自国領に「編入」し、1949 年までにすべての日本人を強制退去させました。それ以降、今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いています。

【竹 島】

1840 年、長崎出島の医師シーボルトは「日本図」を作成しました。彼は、隠岐島と朝鮮半島の間には西から「竹島」（現在の鬱陵島）、「松島」（現在の竹島）という 2 つの島があることを日本の諸文献や地図により知っていました。その一方、ヨーロッパの地図には、西から「アルゴノート島」「ダジュレー島」という 2 つの名称が並んでいることも知っていました。



このため、彼の地図では「アルゴノート島」が「タカシマ」、「ダジュレー島」が「マツシマ」と記載されることになりました。これにより、それまで一貫して「竹島」又は「磯竹島」と呼ばれてきた鬱陵島が、「松島」とも呼ばれる混乱を招くこととなりました。

このように、我が国内では、古来の「竹島」、「松島」に関する知識と、その後欧米から伝えられた島名が混在していましたが、その最中に「松島」を望見したとする日本人が、同島の開拓を政府に願い出ました。政府は、島名の関係を明らかにするため 1880（明治 13）年に現地調査を行い、同請願で「松島」と称されている島が鬱陵島であることを確認しました。

以上の経緯を踏まえ、鬱陵島は「松島」と称されることとなったため、現在の竹島の名称をいかにするかが問題となりました。このため、政府は島根県の見解も聴取しつつ、1905（明治 38）年、これまでの名称を入れ替える形で現在の竹島を正式に「竹島」と命名しました。（外務省ホームページより）

2. 尖閣諸島の授業

(1) 授業をするにあたって

① 「先占」の視点で判断する

日本は、尖閣諸島を 1895 年 1 月 14 日に日本の領土とし、それを宣言している。この時、中国をはじめどの国からもそれに対して反対意見はでていなかったという事実を確認する。

② 「実効支配」という視点で判断する

A 古賀辰四郎さんという方が中心となり

B 鯉節工場で働いていた

- C 税金を払っていた
- D 住所もあった（沖縄兼石垣市字登野城 2392 番）
という事実を確認する。

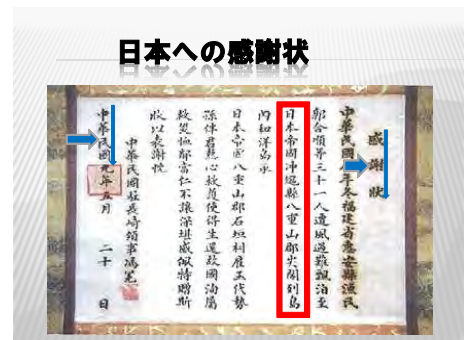
③「国際条約」という視点で判断する

- A 「下関条約」第2条で「台湾などの島々の主権を永遠に日本にわたす」となっているが、「台湾の島々」に尖閣諸島は入らないことを確認する。
- B 「サンフランシスコ平和条約」第2条 (b)項に「台湾・澎湖諸島の権利、権原及び請求権の放棄」となっているが、「台湾・澎湖諸島」の中に尖閣諸島が入らないことを確認する。

④その他

海底に有望な石油資源が埋葬されていることが明らかになった。その後、台湾、中国が突然領有権を主張し始めたことを次の3つの証拠で確認する。

- A 1919年に中国の漁民を救助した時に、
中華民国の長崎駐在所領事からの感謝状に「日本帝国沖縄県八重山群尖閣諸島」の文言があったこと。



- B 中国共産党機関誌「人民日報」1953年1月8日付の記事で、尖閣諸島が日本の領土として記述されていること。



- C 地図出版社（北京市）発行「世界地図集」1958年版日本図。ここには尖閣諸島が中国領の外に記載されていること。



(2) 授業指導案・尖閣諸島

発問 1 はい、尖閣諸島、どこにあるか知っている人手を上げて。

説明 Aの範囲、Bの範囲、Cの範囲、どこに尖閣諸島は入っているでしょうか。

発問 2 Aだと思う人、Bだと思う人、Cだと思う人。

説明 Cの中にあります。

「魚釣島（うおつりじま）」と言います。
中国ではこの島を別の名前と呼んでます。
言ってごらん。

「釣魚島（チョウギョトウ）」



日本名 魚釣島（うおつりじま）
中国名 釣魚島（チョウギョトウ）

発問 3 日本はこの島について、赤い字のようなことを言っています。
何と言っていますか？ さんはい。 「日本固有の領土である」

発問 4 日本と中国はこの島について、意見が違っています。
中国はどう言っていますか？ さんはい。「古来中国領土である」

説明 このように、ちょっと喧嘩をしているということですね。

発問 5 どっちが正しいでしょう。喧嘩だから「5分、5分かな・ちょっと日本が有利・いやちょっと中国が有利・圧倒的に日本かな・圧倒的に中国かな」

5分、5分だと思える人・・・・・・・・・・。

説明 このけんか、いったいどう決着をつければいいのか。それを考えるには大切なポイントがあります。まず、最初に大切なのはこの問題です。何と読みますか？

●「先占」

説明 これはね、どっちが先にその島を占領したかという問題です。日本だと思える人。中国だと思える人。

中国の人は中国が先だと言っています。証拠もあると言っています。

これが、中国の人が言う証拠です。「1561年」作成の中国の古い地図です。



この地図の中に尖閣諸島がでていているというんですよ。

発問 6 なんて書いてありますか？ 「釣魚島」

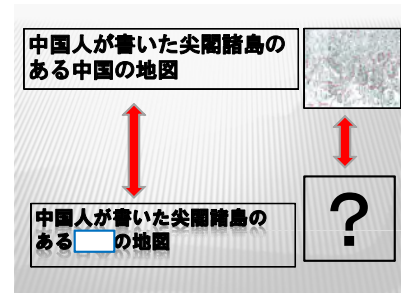
説明 「尖閣諸島が書いてある中国の地図」

中国の人が書いた地図です。
先に中国が見つけたから、中国のものだと言っています。

発問 7 じゃあ、このことについて、日本がそうでないですよというためには、どのような地図があればいいですか。□の中に言葉を入れて読んでください。

(誤答) A A そう思った人 とても良い意見です。

(正解) 「中国人が書いた、尖閣諸島が書いてある日本の地図」



説明 それがあればいちばんダメージが大きいよね。そんな地図あるかな？ あると思う人。あるんです。見つけました、この地図です。どこの地図でしょう。琉球です。確かに中国ではありません。今の沖縄です。いかかですか？ ここにあります。釣魚島（ちょうぎょとう）。



指示 なんて書いてあるか読みます。さんはい、「中国人が書いた、尖閣諸島が書いてある日本の地図」

どこの国の領土にもなっていなかった。そのことを確かめて、日本の政府はそれを自分の領土だと宣言しました。

発問 8 いつのことですか？ **1895年1月14日**

指示 この年月日は極めて大切です。起立、暗記します。できた人から座ります。

全員で言います、さんはい。「1895年1月14日」

指示 次、大きな2つめです。
●「実効支配」。言ってごらん。

発問 9 そこに、日本人は住んでいたか、住んでいないか！

はい、住んでいたと思う人。住んでいないと思う人

説明 画像を見てみましょう。はい、尖閣諸島にい



た人です。家もあります。
仕事もしていますね。 鯉節工場。

指示 住所もありました。読んでごらんください、沖縄県から、さんはい。
(沖縄兼石垣市字登野城 2392 番)
とのしろ

説明 次、大きなポイント3つ目です。

●「国際条約」といいます。

「先占」「実効支配」そして「国際条約」この3つが領土問題を解決する時の原理です。

指示 日清戦争後の「下関条約」(1895.4.17)、
第2条で次のように言っています。
赤い字を読んでご覧、さんはい。
「台湾などの島々」

3. 国際条約

下関条約(1895年4月17日)

第二条

清国は、台湾などの島々の主権を永遠に日本にわたす

発問 10 はい、「台湾などの島々の主権を永遠に日本にわたす」と書いてあります。

台湾の島々の中に、尖閣諸島は入りますか、入りませんか？

はい、尖閣諸島は入ると思う人。入らないと思う人(挙手)。

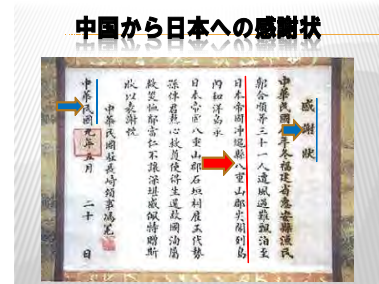
発問 11 これには決定的な証拠があるので、ちゃんと根拠を言って下さい。
なぜですか。

説明 「1895年1月14日に(生徒・教師同時に)」この時、日本は尖閣諸島は日本のものだと宣言しています。どこからも、文句はでていません。ですから、もらう必要はありません。
よって、台湾の島々の中に尖閣諸島はふくまれません。」

説明 台湾近辺で、中国の漁船が遭難しました。
この時、尖閣にいた古賀さんらが中国人を助けます。
その時中国からの感謝状が次の画像です。

発問 12 この感謝状の3行目に何と書いてありますか。

「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」



発問 13 このことは何を意味していますか。(中国からの感謝状)
「尖閣諸島は日本の島だと中国が認めていたという証拠」

発問 14 この画像は、中国の中学校の教科書の地図です。1970年のものと、1971年のものです。何か違いはありませんか？

外務省 2(1971年曲がった国境・尖閣は中国のものになり「釣魚台列嶼」と書き改められている)



「国境が曲がっている」「広がっている」「大きくなっている」。

説明 1970年の国境線は尖閣諸島は日本の領土に入っています。ところが、1971年の地図では、国境線が曲がって尖閣は中国のものになっている。ねつ造です。



発問 15 何故国境線が曲がったと思いますか。(1971年、曲がった国境線)

発問 16 1970年に尖閣諸島周辺の海にあるものが見つかりました。それは何だと思いますか？

石油です。

説明 石油が見つかった次の年から、突然そこは中国のものだと言いだめたのです。中国はこう言ってます。

日清戦争(1894年)を通じて、これらの尖閣諸島をかすめとられた

しかし、下関条約で日本が奪ったのは、台湾と澎湖諸島です。
しかも、

- ・尖閣諸島を日本の領土にしたのは→ 1895年1月14日です
- ・下関条約を結んだのは→ 1895年4月17日です

【主な参考文献】

- ・『「尖閣」諸島』井上清著 第3書館
- ・『日本の国境問題』孫崎亨著 ちくま新書
- ・『沖縄を狙う中国の野心』日暮高則著 祥伝社新書
- ・『尖閣を獲りに来る中国海軍の実力』川村純彦著 小学館新書
- ・『尖閣戦争』西尾寛二・青木直人著 祥伝社新書
- ・『日本の領土問題』保阪正康・東郷和彦著 角川 one テーマ 21
- ・『日中間歴史大論争』櫻井よしこ他編 文春新書 他

先行実践 玉川大学教授 谷和樹

3. 北方領土の授業

(1) 授業をするにあたって

① 5つの基本的資料を確認して判断させる

A 日露和親条約

条約の正式名称は、日本国魯西亜国通好条約（にっぽんこくろしあこくつうこうじょうやく）である。条約締結当時の日本では日魯和親条約と表記していた。

第2条

「今より後日本国と魯西亜国との堺「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に存るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て堺を分たす是迄仕来の通たるへし（引用者以下略）。」

B ニコライ1世のプチャーチン提督宛訓令

「クリル諸島の内、ロシアに属する最南端はウルップ島であり、同島をロシア領の南方における終点と述べて構わない。これにより（今日既に事実上そうであるように）我が方は同島の南端が日本との国境となり、日本側は択捉島の北端が国境となる（引用者以下略）。」

このようにロシアは、「択捉島は日本の領土であり、ウルップ島からロシアの領土である」と考えていたのである。この線で、日本とロシアは歩みより条約を結んでいる。

C カイロ宣言

「日本から1914年、第1次世界停戦以後、日本が獲得あるいは占領した太平洋のすべての島を奪還すると同時に、満州、台湾、澎湖島など、日本が中国から奪った一切の地域を中華民国に返還することにある（引用者以下略）。」

「第1次世界停戦以後、日本が獲得あるいは占領した太平洋のすべての島」に北方領土が入らないことをここで確認する。

D ポツダム宣言

八

「カイロ宣言の条項は履行されるべく、また日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国、並びにわれらの決定する諸小島に局限されるべし（引用者以下略）。」

カイロ宣言を履行すべきと明言していることを確認。同時にポツダム会議では、米・英に加えてソ連が首相スターリンと外相モロトフの

参加があったことを確認する。

E サンフランシスコ平和条約 第2条 (c) 項

「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

このように、千島列島を放棄しているが、「千島列島」の定義がなかったことが後々の問題となっていることの確認。

②生徒に判断させる

以下の項目を授業の最初と最後に問い、生徒に判断させる。

1. ロシアが 100 % 正しい
2. ロシアが正しいが、100 % ではない
3. 5分5分
4. 日本が 100 % 正しい
5. 日本が正しいが、100 % ではない

(2) 授業指導案2・北方領土

説明 昨年度の道立高校入試問題です。
赤ラインを読んでください。

発問1 a, b, c の中には何が入りますか。
問題を最初から読んで入れて下さい。

発問2 下線~~~~の位置を、次の略地図のア～エか
選びなさい。

発問3 4島の名前を確認します。
Aは？ Bは？ Cは？ Dは？

説明 戦前の色丹島での運動会の様子です。
説明 同じく戦前の択捉島の様子です。2階建ての
「択捉島水産事務所」が見えます。
説明 こちらは、現在の択捉島の様子です。ロシア
人がいます。

北方領土



わが国固有の領土である北方領土は、a 群島、b 島、c 島、択捉島からなっている。

色丹島の運動会



発問 4 ロシア人の言う国境線はどこですか。

【現在】クナシリ島の子供達

発問 5 北方領土を求める根拠は、日露どちらが正しいです
か。挙手して下さい。
1. ロシアが 100 % 正しい
2. ロシアが正しいが、100 % ではない
3. 5分5分
4. 日本が 100 % 正しい
5. 日本が正しいが、100 % ではない



説明 国境線を判断するための、5つの基本的資料があります。

1. ニコライ 1 世のプチャーチン提督宛訓令 (1853 年)
2. 日露和親条約 (1855 年)
3. カイロ宣言 (1943 年)
4. ポツダム宣言 (1945 年)
5. サンフランシスコ平和条約 (1951 年)

発問 6 日露和親条約で決まった、日本とロシアの国は A. B. C のどこですか。

②「日露和親条約」(1855年)

指示 日露和親条約第 2 条を読みます。
「今より後、日本国とロシア国との境、エトロフ島とウルップ島との間にあること」



指示 カイロ宣言の文です。全文読みます。
「1914 年の第 1 次世界戦争の開始以後に、日本が奪取し、又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剥奪すること。」

発問 7 北方領土 (4 島) は「日本国から剥奪」する島に入りますか、入りませんか。

④ ポツダム宣言(1945年)

八条 カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、(以下省略)



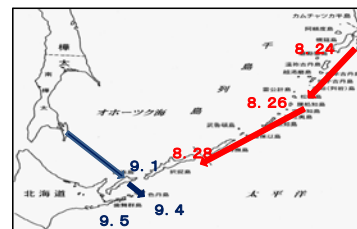
ポツダム宣言は、ソ連も認めている条約です。

説明 ポツダム宣言を確認します。
「8 条 カイロ宣言の条項は、履行せらるべく」
この宣言にはソ連のスターリンも入って決めます。

説明 ところが、ソ連の行動はこのようになります。

- ・ 8. 14 に、日本はポツダム宣言受諾
- ・ ソ連軍は、8. 24 に占守島から南下します
- ・ 8. 28 には択捉島を占領します
- ・ 9. 1 には国後島を占領します
- ・ 9. 2 日本は、降伏文書に調印します
- ・ ところが、9. 4 にソ連軍は色丹島を占領します
- ・ そして、9. 5 までに歯舞諸島を占領します

8. 14 ポツダム宣言受諾
9. 2 降伏文書調印



発問 8 このようなソ連の行為をどう思いますか

指示 「サンフランシスコ平和条約第条C項」です。
赤い字を読んで下さい。

「日本国は、千島列島に対するすべての権利、
権原及び請求権を放棄する」

⑤サンフランシスコ平和会議における
吉田全権の発言 1951. 9. 8

・ 千島列島および南樺太の地域は、日本
が侵略によって奪取したものだとソ連
全権の主張は承服したしかねます。

説明 但し、条約には「放棄した千島の範囲」につ
いて条約では定義がありません。

・ 千島列島および樺太南部は、日本降伏
直後の1945年9月21日一方的にソ連
に収容されたものであります。

指示 吉田全権の国連での演説です。
赤い字を読んで下さい。

「千島南部の二島、択捉、国後両島」
「北海道の一部を構成する色丹島および諸島」

指示 次に帰国後の西村条約局長の「国会答弁」を読みます。
「条約にある千島の範囲については、北千島、南千島両方を含むと考
えております。」

説明 南千島とは、国後・択捉のことです。

発問 9 北方領土を求める根拠は、日露どちらが正しい
ですか。挙手して下さい。

1. ロシアが 100 % 正しい
2. ロシアが正しいが、100 % ではない
3. 5分5分
4. 日本が 100 % 正しい
5. 日本が正しいが、100 % ではない

【主な参考文献】

- ・『北方領土交渉秘話』東郷和彦著
 - ・『領土問題をどう解決するか』和田春樹著
 - ・『日本の国境』山田吉彦著
 - ・『歴史でたどる領土問題の真実』保阪正康著
- 先行実践 TOSS 代表・教育技術学会会長 向山洋一
